

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物を処理する場合は、次の方法により処理してください。

○ 自ら市の処理施設に搬入する

搬入できるごみは、原則として資源化できるものを除く一般廃棄物で、その発生場所が相模原市内であるものに限られますので、他市町村のごみは搬入できません。

◆市の処理施設のご案内

施設名	所在地	電話番号	受付時間
南清掃工場	南区麻溝台 1524-1	042-748-1133	月～土曜日 8:30～11:45
北清掃工場	緑区下九沢 2074-2	042-779-1110	13:00～16:00
津久井クリーンセンター	緑区青山 3385-2	042-784-2711	月～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

○ 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市長から許可を受けている業者と契約しなければなりません。

「許可業者一覧名簿」
一般廃棄物収集運搬業



○ 一般廃棄物処分業者に委託する

市の処理施設に搬入せず、民間の一般廃棄物処分業者に事業系一般廃棄物の処分を委託する場合は、許可を受けている業者と契約しなければなりません。

「許可業者一覧名簿」
一般廃棄物処分業
(市内事業者に限る)



産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処理業者に処理の委託をする場合は、都道府県知事又は政令市長から許可を受けている業者に委託してください。

※委託する品目の許可を受けている業者に委託しなければなりません。

○ 許可業者を紹介してもらう

(公社)神奈川県産業資源循環協会 ☎045-681-2989

○ 許可業者を探す

相模原市 許可業者一覧名簿  神奈川県 産業廃棄物 処理業者名簿  (公財)産業廃棄物 処理事業振興財団 「優良さんばいナビ」 

問い合わせ先

- 相模原市廃棄物指導課
- ・適正指導班 ☎042-769-8358
- ・許認可班 ☎042-769-8335



©相模原市

令和5年4月発行

事業系ごみの分け方・出し方

「事業者には、ごみを適正に処理する義務があります」

事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って生じた全てのごみをいいます。

事業活動には、店舗、事務所などの営利を目的とするものばかりではなく、病院、社会福祉施設などの公共サービス等を行っているところも含まれます。



©相模原市

事業系ごみの種類

事業系ごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されます。

○産業廃棄物：廃棄物処理法及び施行令で定められている 20 種類をいいます。

産業廃棄物の種類	
業種限定なし	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
業種限定あり	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳ ①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの	

○事業系一般廃棄物：産業廃棄物以外の事業系ごみをいいます。

○特別管理廃棄物：産業廃棄物、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

STOP

以下の行為には罰則が規定されています。絶対に行わないでください。

不法投棄

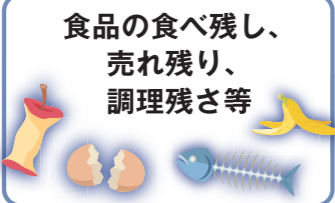
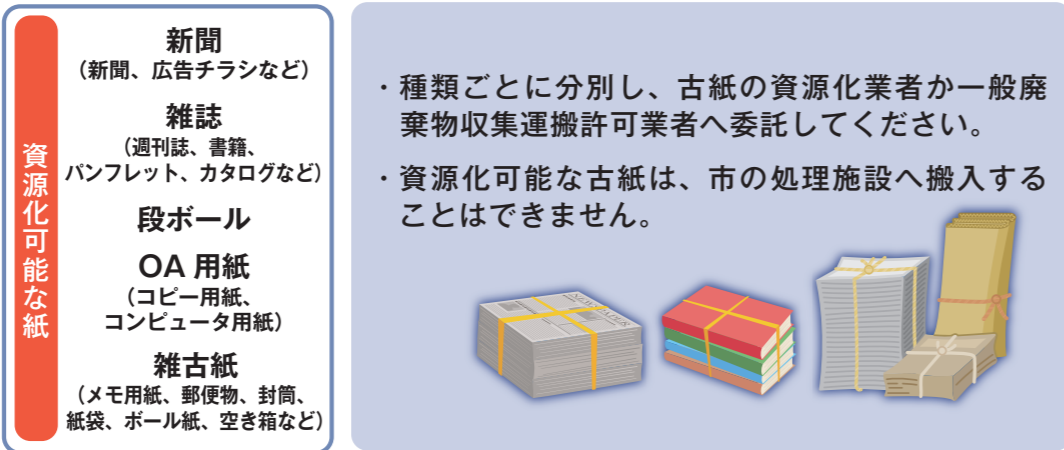
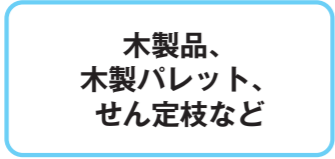
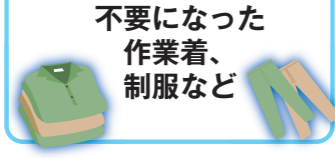
●家庭ごみ集積場所 ●私有地・公共用地

不法焼却

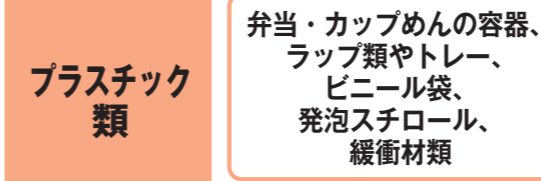




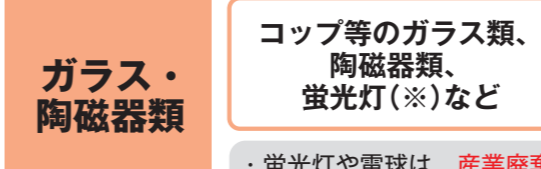
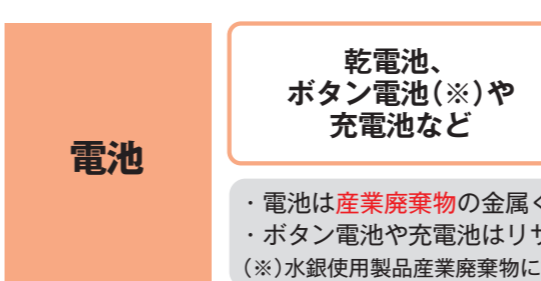
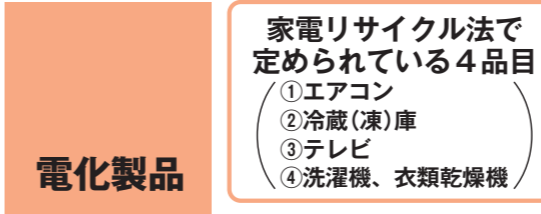

●野焼き

罰則 : 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
: (法人に対しては3億円以下の罰金)

主な事業系ごみの分別一覧表


一般廃棄物	生ごみ  <p>食品の食べ残り、売れ残り、調理残さ等</p> <p>資源化施設への搬入や生ごみ処理機の活用により、できる限りリサイクルしましょう。リサイクルできない場合は、自ら市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。
	紙ごみ  <p>新聞 (新聞、広告チラシなど)</p> <p>雑誌 (週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど)</p> <p>段ボール</p> <p>OA用紙 (コピー用紙、コンピュータ用紙)</p> <p>雑古紙 (メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など)</p> <p>●排出する際は、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。 ・ビニールの付いた窓付封筒などは、ビニールを取り除くこと。 ・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。 ・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。 <p>●資源化可能な紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類ごとに分別し、古紙の資源化業者か一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。 ・資源化可能な古紙は、市の処理施設へ搬入することはできません。
	木くず  <p>木製品、木製パレット、せん定枝など</p> <p>自ら市の処理施設へ搬入(大きさ制限有)するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、適正処理してください。産業廃棄物の木くずを市の処理施設へ搬入することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業、木材製造業、木材製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。また、貨物の流通のために使用したパレットも産業廃棄物です。 ・市の処理施設への搬入にあたっては、大きさの制限があります。詳細は搬入する処理施設へお問い合わせください。
古布  <p>不要になった作業着、制服など</p> <p>自ら市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、適正処理してください。産業廃棄物の古布を市の処理施設へ搬入することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。 	

産業廃棄物を市の処理施設へ搬入することはできません。

産業廃棄物	プラスチック類  <p>弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。</p>
	缶  <p>飲食用の缶など</p> <p>納入業者や資源化業者に資源化処理を委託してください。納入業者などが資源化できない場合は産業廃棄物処理業者に処理を委託し、適正に処理してください。</p>
	びん  <p>飲食用のびんなど</p>
	ペットボトル  <p>飲料用・調味料用のペットボトルなど</p>
	金属類  <p>刃物類、スプレー缶、金具類など</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。</p> <p>※スプレー缶等のガス抜きを行う際には、火気のない風通しの良い場所で行うなど、安全には十分注意してください。</p>
	ガラス・陶磁器類  <p>コップ等のガラス類、陶磁器類、蛍光灯(※)など</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。</p> <p>・蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。</p>
	電池  <p>乾電池、ボタン電池(※)や充電電池など</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。</p> <p>※リチウムイオン電池等を原因とした火災が多数発生しています。排出の際には注意してください。</p> <p>・電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。</p> <p>・ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。</p> <p>(※)水銀使用製品産業廃棄物に該当する場合があります。</p>
	電化製品  <p>家電リサイクル法で定められている4品目 ①エアコン ②冷蔵(凍)庫 ③テレビ ④洗濯機、衣類乾燥機</p> <p>新旧製品の販売業者への引取依頼や産業廃棄物収集運搬業者への委託、自ら指定取引場所へ運搬するなど適正処理してください。(家電リサイクル券の購入が必要。)</p> <p>上記以外の電化製品(パソコン、掃除機、携帯電話など)</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託するか、販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>
その他  <p>机、椅子、ロッカーなど(木製品を除く)</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。</p>	

資源化に関する問い合わせ先

相模原市環境事業協同組合



津久井環境事業協同組合

